

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及びさいたま市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等、保険給付、保険者事務共同処理業務及び地域支援事業などに関する事務を行う。</p> <p>(1)被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得および、死亡、転出等による資格の喪失などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。</p> <p>(2)保険料の賦課・徴収 被保険者の所得等に応じて保険料を賦課し、保険料の徴収等を行う。</p> <p>(3)要介護(要支援)認定等 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。</p> <p>(4)保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。</p> <p>(5)保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費等の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険等の給付情報等に関する名寄せを行う。</p> <p>※本市では、「(5)保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。</p> <p>(6)地域支援事業に関する事務 ・地域支援事業の対象者管理 ・介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメント依頼の受理及び事業費の支給決定</p> <p>なお、介護保険に関する事務において、各種申請書の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」(埼玉県市町村電子申請サービスを経由してびったりサービス申請APIにより連携する場合を含む。)及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ、中間サーバー、連携基盤システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、伝送通信ソフト、埼玉県市町村電子申請サービス、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法 別表第一 項番68

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 93の項、94の項</p> <p>2 別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、120の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局長寿応援部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 暮らし応援室 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉局長寿応援部介護保険課 〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 048-829-1264

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 野崎 隆史	課長 津田 善彦		人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年7月7日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 津田 善彦	課長 緑川 誠一郎		人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	介護保険法及びさいたま市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付などに関する事務を行う。 (1)被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得および、死亡、転出等による資格の喪失などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 (2)保険料の賦課・徴収 被保険者の所得等に応じて保険料を賦課し、保険料の徴収等を行う。 (3)要介護(要支援)認定等 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。 (4)保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。	介護保険法及びさいたま市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等、保険給付、被保険者事務共同処理業務及び地域支援事業などに関する事務を行う。 (略) (5)被保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費等の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、「(5)被保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。 (6)地域支援事業に関する事務 ・地域支援事業の対象者管理 ・介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメント依頼の受理及び事業費の支給決定		重要な変更
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ、中間サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム	(略)、伝送通信ソフト		重要な変更
平成29年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(94の項)	1 別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 93の項、94の項 2 別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、12の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、119の項		主務省令等の改正により
平成29年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	
平成29年2月10日	公表日		2017/2/10	事後	
平成29年11月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局福祉部介護保険課	保健福祉局長寿応援部介護保険課	事後	
平成29年11月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局福祉部介護保険課(省略)	保健福祉局長寿応援部介護保険課(省略)	事後	
平成30年6月20日	公表日	平成29年2月10日	平成30年6月20日	事前	
平成30年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	(略) (5)被保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費等の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、「(5)被保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。 (略)	(略) (5)被保険者事務共同処理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費等の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険等の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、「(5)被保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。 (略)	事前	委託事項の整理に伴う文言の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	課長 緑川 誠一郎	介護保険課長	事後	
平成31年2月1日	公表日	平成30年6月20日	平成31年2月1日	事前	
平成31年2月1日	IV リスク対策		項目追加	事後	様式改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年10月11日	III しきい値判断結果、3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和1年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ※当市では、「(5)保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。 (略)	(略) ※本市では、「(5)保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。 (略)	事後	
令和1年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 93の項、94の項 2 別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、12の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、119の項	1 別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 93の項、94の項 2 別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、120の項	事後	番号法の改正による修正
令和1年10月11日	公表日	平成31年2月1日	令和元年10月11日	事前	
令和2年6月30日	III しきい値判断結果、3. 重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生から1年を経過したことによる変更
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ、中間サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、伝送通信ソフト	介護保険システム、番号連携サーバ、中間サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、伝送通信ソフト、埼玉県市町村電子申請サービス	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 93の項、94の項	1 別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 93の項、94の項	事前	番号法の改正による修正
令和5年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	略 (1)略 (2)略 (3)略 (4)略 (5)略 ※略 (6)略	略 (1)略 (2)略 (3)略 (4)略 (5)略 ※略 (6)略 なお、介護保険に関する事務において、各種申請書の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」(埼玉県市町村電子申請サービスを経由してびったりサービス申請APIにより連携する場合を含む。)及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ、中間サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、伝送通信ソフト、埼玉県市町村電子申請サービス	介護保険システム、番号連携サーバ、中間サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、伝送通信ソフト、埼玉県市町村電子申請サービス、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム	事前	マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンライン手続を開始することに伴う変更
令和5年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉局長寿応援部介護保険課	福祉局長寿応援部介護保険課	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和5年6月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局長寿応援部介護保険課(省略)	福祉局長寿応援部介護保険課(省略)	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない